

拙わんの「」意見をお聞かせください。

パブリックコメントを実施します。

笠岡市議会では、「開
かれた議会を目指して一

なればか語を用意する」という趣旨の下、市議会

の最高規範となるべき議会基本条例及び議員の政

治倫理基準を定める議会 議員政治倫理条例の制定

議員政治化問題の制定に向け、平成22年8月から

ら協議を進めできました
そして、このほど条例素

案がまとまりましたので
広く市民の皆様方の一意

見を募集します。

※ 笠岡市のボーラー
ージには横書きのも

○募集期間のを掲載しています

○墓集期間
平成23年8月1日から

平成23年8月22日まで

笠岡市議会基本条例（案）

自治の本旨に基づき、生活者の視点に立つ市政の確立が求められている。議会は、合議制機関として、主権者である市民の意思を市政に的確に反映させるために活発な議論を行い、笠岡市として最良の意思決定を行う使命が課せられている。

ここに議会は、市民の参加、及び開かれた議会を推

【解説】 前文では、まず、いざれも住民の直接選挙により選ばれた議員と市長とが、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、その均衡と調和の上に地方自治体が運営されるという「二元代表制」の下で、地方議会が、法により付与された権能を十分に活用しながら、首長とともに地方自治の本来の趣旨を実現するものであることを確認しています。次に、地方分権の進展に伴い、議事機関としての議会に課せられた使命がどのようなものとなつているかを明らかにしています。前文のむすびでは、笠岡市議会が、全力をあげて市民の信託に応えることを誓い、全議員の総意で、この議会基本条例を制定することを宣言しています。

※ 地方自治体

地方自治法における用語では、都道府県及び市町村は「普通地方公共団体」とされていますが、この条例においては、分権の時代によりふさわしいと考える「地方自治体」を使用して

目的を定めています。この条例の第一条には、この条例の
住民自治とは、地域における意思決定が住民自身によつて行われなければならぬことを意味し、地方自治における民主主義の要請であるともいえます。しかしながら、するべての住民が意思決定に参加することは、多くの時間や費用がかかるためその解消のために代議制という仕組になつています。議会及び議員が、主権者である市民の信託に応えるという重要な役割を果たせるように、議会運営に必要な基本的事項を定め、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

※ 地方自治の本旨
住民自治と团体自治とか姿をなす地方自治のあるべき姿をいいます。住民自治については上述したとおりで

第3条 議会は、前条に定める基本理念に基づき、地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進する。

【解説】

第3条には、基本方針を定めています。前条の基本理念に基づいて、地方分権の大きな流れに適切に対応するためには、議会の活性化が大切であるとしています。

皆さんのご意見をお聞かせください。
パブリックコメントを実施します。

笠岡市議会では、「開かれた議会を目指して」という趣旨の下、市議会の最高規範となるべき議会基本条例及び議員の政治倫理基準を定める議会議員政治倫理条例の制定に向け、平成22年8月から協議を進めてきました。そして、このほど条例素案がまとまりましたので、広く市民の皆様方のご意見を募集します。

※ 笠岡市のホームページには横書きのものを掲載しています。

○ 意見の送付先
電子メールの場合
笠岡市公式ホームページの送信フォームをご利用ください。

○ 電子メールの場合
FAX 69-2189
笠岡市議会事務局 宛
〒714-8601
笠岡市中央町1-1
笠岡市議会事務局 宛
書式は問いませんが、
「笠岡市議会基本条例案
へのパブリックコメント」と表記してください。

○ 問合せ

○ 募集期間
平成23年8月1日から
平成23年8月22日まで

進し、議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のため全力をあげて市民の信託に応えることを誓い、全議員の総意により、この条例を制定する

（目的）
第1条 この条例は、住民自治の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の信託に応えられる議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における意思決定機関として、市民の意思を的確に市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、住民実現を目指す。

あり、団体自治とは、国から独立した地方自治体により、地方の行政が行われることをいいます。